

○金融庁
農林水産省告示第 号

農林中央金庫法施行規則（平成十三年^{内閣府}農林水産省令第十六号）第百条の二の三第一項第一号の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率を次のように定め、農林中央金庫法の一部を改正する法律（令和八年法律第十六号）の施行の日（令和八年七月一日）から適用する。

令和 年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

農林水産大臣 鈴木 憲和

農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百条の二の三第一項第一号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率は、農林中央金庫の単体総自己資本比率（同号の単体総自己資本比率をいう。）並びに農林中央金庫及びその子会社等（規則第二条第二項第一号に規定する子会社等をいう。）の連結総自己資本比率（規則第百条の二の三第一項第一号の連結総自己資本比率をいう。）について、それぞれ十五パーセントとする。